

委任状

※ 委任状はすべて委任者本人が**自署または、押印**してください。

令和7年6月改訂

浦添市長 殿

(代理人) 住 所

氏 名

委任者との関係

※○をして下さい。

親族

1.配偶者 2.父母 3.子

4.兄弟 5.その他

具体的に

親族以外

1.弁護士、行政書士

2.団体の職員 3.その他

具体的に

私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書申請及び受領に関する権限を委任します。

記

＜委任事項＞

※該当する□に✓をつけ必要な枚数を記入してください。

□所得課税証明書(全項目) □所得証明書(収入及び所得額) □課税証明書(市県民税額) □扶養証明書 □申告書等(市・確定・給報)写し □営業証明書	※最新年度は6月に切り替わります。 □令和 7 年度 (R6年1月～12月分の所得) □過年度 平・令()年度	枚数
		通
□資産証明書(評価額なし) □評価証明書(評価額あり) □公課証明書(評価及び税相当額あり) □土地家屋名寄帳 □無資産証明書 □その他()	①②のご記入をおねがいします。(必須)	
	①□最新年度 ※最新年度は4月に切り替わります。 □過年度 平・令()年度	通
	②該当するものに○⇒(全物件・一部)	
	※物件の一部の交付申請及び受領を委任する場合、 代理人にて申請書に物件(土地・家屋)の登記簿上の 地番の記入が必要になります。	

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

印

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

連絡先(携帯可) () ー

※委任状の内容に疑義がある場合には、委任者の方に電話で確認することがありますので、**連絡先は必ず記載してください。**

＜注意事項＞

委任状を偽造又は偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となります。

私文書偽造等罪(刑法159条)…3月以上5年以下、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

偽造私文書等行使罪(刑法161条)…3月以上5年以下、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

- 1 法人の場合は、氏名及び住所を名称又は所在地とそれぞれ読み替え、法人印を押印してください。
- 2 来所する際は、運転免許証など来所した人が代理人本人であることを確認できるものをご持参ください。
- 3 委任事項には、必要な証明書の名称及び枚数を記載してください。

委任状

※ 委任状はすべて委任者本人が自署または、押印してください。

令和7年6月改訂

浦添市長 殿

記載例

(代理人) 住所 浦添市△△△丁目○番○号

氏 名 ●● △△△

委任者との関係

※○をして下さい。

親族

- 1.配偶者 2.父母 3.子
4.兄弟 5.その他

具体的に

親族以外

- 1.弁護士、行政書士
2.団体の職員 3.その他

具体的に

私は、上記の者を代理人と定め、下記の証明書申請及び受領に関する権限を委任します。

記

<委任事項>

※該当する□に ✓ をつけ必要な枚数を記入してください。

☒ 所得課税証明書(全項目)		枚数
☐ 所得証明書(収入及び所得額)	※最新年度は6月に切り替わります。	
☐ 課税証明書(市県民税額)	☒ 令和 7 年度 (R6年1月～12月分の所得)	1 通
☐ 扶養証明書		
☐ 申告書等(市・確定・給報)写し	☐ 過年度 平・令()年度	
☐ 営業証明書		
☐ 資産証明書(評価額なし)	①②のご記入をおねがいします。(必須)	
☒ 評価証明書(評価額あり)	① ☒ 最新年度 ※最新年度は4月に切り替わります。	
☐ 公課証明書(評価及び税相当額あり)	☐ 過年度 平・令()年度	1 通
☐ 土地家屋名寄帳	② 該当するものに○ (全物件・一部)	
☐ 無資産証明書	※物件の一部の交付申請及び受領を委任する場合、 代理人にて申請書に物件(土地・家屋)の登記簿上の 地番の記入が必要になります。	
☐ その他()		

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(委任者) 住所 浦添市□□□丁目●番●号

氏 名 浦添 太郎



生年月日 大・昭・平・令 ○年 ○月 ○日

連絡先(携帯可) (○○○)○○○-○○○○

※委任状の内容に疑義がある場合には、委任者の方に電話で確認することがありますので、連絡先は必ず記載してください。

<注意事項>

委任状を偽造又は偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となります。

- 〔 私文書偽造等罪(刑法159条)…3月以上5年以下、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
偽造私文書等行使罪(刑法161条)…3月以上5年以下、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 〕

- 1 法人の場合は、氏名及び住所を名称又は所在地とそれぞれ読み替え、法人印を押印してください。
- 2 来所する際は、運転免許証など来所した人が代理人本人であることを確認できるものをご持参ください。
- 3 委任事項には、必要な証明書の名称及び枚数を記載してください。